

令和6年度香川県・兵庫県連携旅行商品造成業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

令和6年度香川県・兵庫県連携旅行商品造成業務

2 業務期委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 目的

令和7年度に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）を見据え、香川県及び兵庫県への周遊型旅行商品の造成・販売に取り組むことにより、両県への誘客促進を図るとともに、連携がもたらす相乗効果で、万博を訪れる旅行者の関心を引くきっかけとして活用し、両県へのさらなる誘客を推進する。

4 実施主体

公益社団法人香川県観光協会及び公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）
ただし、事務局は、公益社団法人香川県観光協会に置く。

5 契約限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

6 業務の内容

(1) 旅行商品造成

香川県及び兵庫県（以下「両県」という。）にある魅力ある観光コンテンツや体験プログラム等をテーマやストーリー等でつなぎ、万博を訪れる観光客のニーズに沿った両県周遊型の旅行商品を下記のとおり造成すること。

① 旅行商品概要

- ・両県それぞれを出発地とする旅行商品を計6コース以上造成すること。ただし、両県それぞれを出発地とするコースの回数については、同数とすること。
- ・1コース当たり2泊3日以上旅行商品とし、両県それぞれで1泊以上宿泊すること。ただし、両県の観光スポット等や宿泊日数について、造成する旅行商品の合計で偏りがないよう配慮すること。
- ・独自性、新規性のある魅力的なテーマやストーリー性のある高付加価値な内容となるよう努めるとともに、万博のテーマ(※)やそれと関連するSDGsを内容に含めること。
※) 大阪・関西万博の理念とテーマ事業の考え方
<https://www.expo2025.or.jp/overview/philosophy/>
- ・今後、継続的に商品造成・販売する観点に基づき、旅行商品の造成を行うこと。
- ・旅行商品の催行時期については、両県への誘客が図れる最も適した時期に設定すること。
- ・原則ガイドが同行する企画とすること。

②ターゲット

国内外の観光客とし、両県に誘客できるターゲットを設定すること。ただし、国内においては主に首都圏等の在住者とする。

③その他

- ・提案した観光コンテンツや体験プログラムについては、本委託業務の契約後、受託者が両県にある各団体と調整すること。
- ・旅行商品については定員数、最小催行人数及び販売価格を記載すること。

(2) 造成した旅行商品の販売等

- ・(1)で造成した旅行商品について、ホームページやチラシ等、多様な宣伝媒体を活用し、旅行商品の周知、販売を行い、集客に努めること。
- ・制作した宣伝ツール及び画像、動画等の著作権は全て委託者に帰属し、委託者が認める別の業務において使用できるものとする。モデル等やその他事情により、使用制限が発生する場合は事前に協議すること。

(3) 旅行催行時のアンケート調査等

- ・参加者に対してアンケートを実施し、ツアーについての提案、助言を得る等、万博に向けたコンテンツの磨き上げに活用できる分析を行うこと。
- ・アンケート調査の内容については、本委託業務の契約後、旅行催行前に委託者と協議の上、決定すること。

(4) 成果物の提出

受託者は、本事業が終了したとき、次のとおり成果物を作成し、委託者に提出すること。

なお、電子データは、Word形式、PowerPoint形式又はExcel形式とし、各ファイルには、内容の分かるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行っておくこと。

①提出する成果品及び提出方法

業務実績報告書

ア 内容（次の項目を記載すること（任意様式）。）

- ・ツアーの催行日、内容、参加者数
- ・参加者の属性データ
- ・記録写真（添付）
- ・参加者のアンケート結果
- ・アンケート結果に基づく事業の継続性に資する分析及びその分析等を踏まえた改善の内容

イ 提出部数

紙媒体：4部（A4版カラー冊子）、電子データ：1部

②提出先

香川県高松市番町四丁目1-10（香川県庁東館5階）

公益社団法人 香川県観光協会（担当：田淵）

E-mail：kankyo-hp@21kagawa.com

TEL：087-832-3362

③提出期限

委託期間終了まで

7 業務の遂行体制等

(1)体制及び要員に関する要件

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2)打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、委託者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- ・本業務委託の実施にあつては、委託者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る委託者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・受託者は、本業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、再委託しようとする業者の名称、業務の範囲、契約金額、理由、その他当協会が必要とする事項を委託者に書面で申請し、委託者の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- ・コンテンツ造成等に係る必要な調整については、原則として受託者が行うこと。
- ・本業務委託の実施による成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。
- ・成果物及び成果物に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、委託者に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に使用できるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。